

第11回 G20国會議長会議（P20）派遣参議院代表団報告書

団長	参議院副議長	福山 哲郎
同行	国際部長	相澤 達也
	副議長秘書	内藤 俊介
会議要員	国際会議課長	外川 裕之
	国際会議課	樋口あかり

1. 始めに（派遣の概要）

第11回 G20国會議長会議は、2025年10月1日及び2日に南アフリカ共和国議会の主催により同国のクレインモンドにおいて開催され、参議院を代表し、福山哲郎副議長が1日に行われたセッションに出席した。

G20国會議長会議（P20）は、G20諸国等の立法府の指導者が、世界的な課題に関する議論を行うことを通じて各国の経験及び関連施策の国際協調の在り方について認識を深め、今後の立法及び行政監視活動に反映させることを目的として、2010年にカナダにおいて上院議長会議として開始された。翌2011年に第2回会議が一院制を採る韓国において開催されて以降は、二院制議会の下院議長の参加も募り、国會議長会議として開催されている。日本国会からは、参議院が第1回会議から第5回会議及び第9回会議に議員団を派遣したほか、2019年には東京において第6回会議を主催した。第7回、第8回及び第10回会議については、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響や国会情勢を踏まえ派遣を見送り、今次会議は2年ぶりの参加となった（なお、従来、衆議院はG7下院議長会議に参加し、G20国會議長会議には参議院が参加している）。

国際経済協調の第一のフォーラムとして創設されたG20だが、グローバル化が深化し、様々な問題が複雑に絡み合う中で、近年では経済分野のみならず、世界経済に大きな影響を与える気候変動・災害対策、エネルギー、保健、テロ対策、移民・難民問題等の地球規模課題についても議論が行われ、とりわけ今次会議は、2022年2月の開始以降長期化するロシアのウクライナ侵略、2023年10月のハマスによるイスラエルへの越境攻撃を契機に激化するイスラエル軍のガザ地区への軍事行動、本年（2025年）1月に発足した米国の第2次トランプ政権が発表した一連の関税措置等により、国際情勢が一段と不安定化する状況の中で開催された。会議には、日本、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国のほか、主催国南アフリカが招待したオランダ、シンガポール、アフリカ諸国等、30か国を超える議会及び4機関（欧州議会、汎アフリカ議会、英連邦議会協会及びI P U（列国議会同盟））から30名以上の議長・副議長を含む代表が参加した（G20諸国のうち、アルゼンチン、メキシコ及び韓国は欠席。フランス及び米国は議会事務局職員等が代理出席）。

10月1日午前中に開会式、午後に「世界の連帯、平等及び持続可能性の実現のための議会外交の活用」との全体テーマの下、オープニング・ステートメントセッション及び「災害強靭性・対応の強化」を議題とする第1セッションが行われ、翌2日に「低所得国に対する債務持続可能性の確保：社会的動員と公的関与」に関する第2セッション、「公正なエネルギー移行のための資金動員」に関する第3セッション及び「包摂的な成長及び持続可能な開発のための重要鉱物の活用」に関する第4セッションが開催され、参加国代表による発言が行われた。

福山副議長は、第1セッションの発言冒頭、ウクライナ戦争の一日も早い終結を求めるとともに、ガザ地区における深刻な人道危機について遺憾の意を表した。その上で日本が法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持・強化のため力を尽くす決意を表明した。また、東日本大震災発生当時、内閣官房副長官として対応に当たった際に我が国がG20諸国を始め世界中から受けた多大な支援に改めて謝意を表明し、アフリカやアジアにおける災害早期警戒システムの整備や各国の防災担当行政官等を招いての研修など、防災分野に関する日本の具体的な国際協力について発言した。さらに、災害に対する復興支援のみならず、ウクライナやガザ地区の復旧・復興に向けても、国際社会の結束を呼び掛けるとともに、日本はその知見をいかし、最大限力を尽くす旨強調した（発言の全文は後述の2. (3) 第1セッション：災害強靭性・対応の強化を参照）。

福山副議長は、今次会議の前後に日本国内において皇室経済会議等の重要な公務等に出席する必要があったことから、1泊5日の短期間の南アフリカ滞在となったものの、セッションでの発言のほか、カナダ上院議長、シンガポール国会議長、欧州議会副議長と二国間会談を行い、安全保障、経済協力、人的交流、議会外交の強化等について議論を重ねるとともに、南アフリカ国民議会議長及び全国州評議会議長を始め参加国議長等と会議の合間を縫って立ち話をを行い、さらに、ドイツ連邦議会副議長とは公式夕食会の場において席を隣とし、ウクライナ情勢等について意見交換を行った。

また、会議の成果文書である共同声明には、防災対策、気候変動、食料・エネルギー安全保障、SDGs、ジェンダー、若者の政治参画等への議会の取組が盛り込まれたほか、現在進行中の戦争・紛争に鑑み、福山副議長がセッションで強調した法の支配の重要性に関する文言も盛り込まれた。

本報告書では、10月1日のセッションにおける福山副議長の発言及びウクライナ情勢、ガザ・中東情勢など会議開催時の国際情勢に係る議論を中心に記載するとともに、二国間会談の概要、共同声明に関する協議の概略を報告する。

2. 今次会議の概要

(1) 開会式

開会式は、10月1日午前、南アフリカ国民議会副議長及び全国州評議会副議長による司会進行の下、行われた。地元の学生による南アフリカ国歌斉唱の後、会

議地クレインモンドが所在する西ケープ州のオーバーストランド地区長が、西ケープ州が有する多くの自然遺産・観光資源等について紹介し、南アフリカに対する投資を呼び掛けるとともに、G20諸国を始め世界中から同州に集った各国代表団に対し、歓迎の意を表した。

続いて、トコ・ディディザ南アフリカ国民議会議長は、アフリカ大陸で初となるG20国際議長会議への各国代表団の参加を歓迎した後、議会外交の価値を強調し、本年のG20国際議長会議のテーマである「世界の連帯、平等及び持続可能性の実現のための議会外交の活用」は、国際社会が様々な課題に直面する中で、より協調的なリーダーシップが喫緊に求められていることを示すものである旨述べた。また、G20のプロセスにアフリカや女性・若者の声を包摂する重要性について言及し、汎アフリカ議会及び南部アフリカ開発共同体（SADC）議会フォーラムにおける取組を紹介したほか、今次会議に先立ち開催された女性議員会議及び若手議員会議にも触れ、これらの協議の成果が今次会議の共同声明に反映されることを期待する旨述べた。さらに、議長国南アフリカが優先課題として「災害強靭性・対応の強化」等を各セッションの議題に掲げた趣旨を説明し、各国議会の代表がそれぞれの経験や知見を共有することで積極的に会議に貢献し、共通の目標に向けて一層連携することを期待する旨述べた。

次いで、女性議員会議及び若手議員会議の概要について、南アフリカ議会の女性議員及び若手議員からそれぞれ報告が行われた後、フォーチュン・チャルンビラ汎アフリカ議会議長が、アフリカ大陸初のG20国際議長会議開催に祝意を示し、その重要性について発言した。チャルンビラ議長は、創設当初は政府の活動のみに焦点が当てられたG20に議会の視点を付与すべく、カナダが2010年にG20上院議長会議を初開催したことや、アフリカ連合においても加盟国の全ての市民の声を反映させるため2004年に汎アフリカ議会が設置されたことを引き合いに出し、国民を代表し、参加型民主主義の強化を体現するために南アフリカに集った議会人の声が、市民の真の課題や願望を酌み取った議会の視点として来月（11月）のG20首脳会議に示されるべきであると強調したほか、国際社会が様々な危機に直面する中で、議会人が分断ではなく連帯のアプローチを採る必要性等を訴えた。

続いて、トゥリア・アクソンIPU議長の代理として登壇したモラフスカ＝スタネツカIPU副議長は、不正義との闘いを融和の精神で乗り越えた歴史を持つ南アフリカで今次会議が開催される意義を強調し、長期化する紛争、気候変動、格差の拡大といった様々な危機には単独では対処できないことから、世界の連帯の実現を掲げた今次会議のテーマは時宜を得たものであり、IPUの理念や戦略と深く関連している旨述べた。また、IPU加盟国が採択した「議会外交：平和及び理解への架け橋」に関する宣言等を紹介しつつ、今回の議論を通じて、世界の連帯、平等及び持続可能性の実現に向けて議会外交が更に推進されるものと確信する旨述べた。

続いて、シリル・ラマポーザ南アフリカ大統領の名代としてムマミロコ・クバイ法相が、南アフリカ政府を代表して歓迎の挨拶を行った後、レフィルウェ・ムツウェニ=ツィパネ南アフリカ全国州評議会議長が、開会式における全ての登壇者及び参加国代表に謝意を表明し、来月のG20首脳会議に向けて議会の連帶を示す共同声明の採択とともに、今次会議の成果が国民に奉仕する議会人の責務の実現に真に結び付くことを期待する旨述べた。

なお、福山副議長は、9月30日の皇室経済会議出席後に日本を出発し、開会式が行われた10月1日午前に南アフリカに到着したため、同日午後のオープニング・ステートメントセッションから会議に参加した。

（2）オープニング・ステートメントセッション：世界の連帶、平等及び持続可能性の実現のための議会外交の活用

開会式に引き続き、10月1日午後に行われたオープニング・ステートメントセッションでは、南アフリカ、オーストラリア、ブラジル、中国、欧州議会、ドイツ、インド、イタリア、汎アフリカ議会、ロシア、トルコ、英国、アフリカ諸国等の代表が発言し、世界秩序を脅かす武力紛争や気候変動、多国間システムの弱体化、恣意的・独善的な貿易措置や霸権主義・保護主義、物価高、SDGs「中間年」における目標達成状況への危機感等、各国が直面する様々な課題が挙げられ、多国間協力を再生する原動力としての議会外交の重要性、国連憲章や国際人道法等の遵守の徹底、意思決定過程に女性・先住民族・若者・障がい者等が参画する意義、経済戦略としてのジェンダー平等、G20首脳会議のコミットメントを立法・監視へつなげる上で議会が果たす役割の重要性等、様々な意見が述べられた。このうち、ブラジル、ドイツ、イタリア、英国等の代表は、ウクライナに対する支援やガザ情勢について発言した。

オミッド・ノウリプール・ドイツ連邦議会副議長は、ミサイルやドローン攻撃の下でも民主主義と自由を守るために活動しているウクライナ最高議会をドイツは継続して支援しており、具体的には停電時もウクライナ議会が機能できるようになる技術支援を始め様々な協力を実行している旨述べたほか、ウクライナ情勢に限らず、ドイツは深い懸念をもってサイバー攻撃や偽情報の拡散を含む情報操作を注視しており、自由を守るために法の支配を守ることが不可欠との認識の下、ルールに基づく国際秩序を力による支配に置き換えるとする動きを断じて容認しない旨表明した。

リンジー・ホイル英国下院議長は、中東に平和をもたらすため国際社会が結束する必要があり、ガザの人々に希望を与え、また、イスラエルの人質解放も必ず実現しなければならない旨述べたほか、主権国家であるウクライナへの侵略を続けるロシアを支援するために北朝鮮兵士が動員されている現状に危機感を示し、第三次世界大戦に決して踏み込むことがないよう、相互の尊重、寛容、民主主義の重要性を訴えた。

なお、当初会議に出席予定であったヴァレンチナ・イヴァノヴァ・マトヴィエシコ・ロシア連邦院議長は欠席し、代理出席した同国議員からは、上述のドイツ、英国等の発言に対する反論は行われなかった。

（3）第1セッション：災害強靭性・対応の強化

引き続き行われた第1セッションでは、「災害強靭性・対応の強化」に関し、オーストラリア、カナダ、欧州議会、ドイツ、インド、日本、トルコ、英国、イタリア、アフリカ諸国等の代表から、気候変動に伴い自然災害が頻発化・激化する中、災害に脆弱な女性・子ども・障がい者等が直面するリスクを回避するため、防災・復興対策にジェンダー及び社会的包摂性の視点を組み込む重要性や、途上国に対する早期警報システム導入のための資金・技術提供の必要性、災害時・紛争時における民主主義の確保、G20防災作業部会を通じた各国との連携、インフラ面及び人材面双方での災害強靭性の確保、防災対策への国民の意識向上に向けた議会の役割、消防士等災害対策従事者の精神的・身体的健康を守るための立法措置の必要性等について発言があったほか、カナダ、ドイツ、インド等、複数の代表が仙台防災枠組2015-2030の重要性について言及した。

福山副議長は、以下のとおり発言した。

冒頭、災害への強靭化のテーマに入る前に一言申し上げる。日本は自由で開かれた国際秩序の堅持、強化のために力を尽くす決意であり、また、ウクライナ戦争の一日も早い終結を求め、パレスチナをめぐる情勢についてはハマスによるテロ行為を強く非難するとともに、ガザ地区における飢餓を含む深刻な人道被害に關し、強く遺憾の意を表する。

さて、南アフリカのリーダーシップとP20開催に向けた御尽力に心から敬意と感謝を申し上げる。本日は、災害への強靭性という重要なテーマについて、日本の経験を交えながら発言したい。我が国は、地震、津波、台風、豪雨など、様々な自然災害と常に向き合ってきた。特に2011年の東日本大震災発生時、私は内閣官房副長官をしており、震災に向き合い、被災者支援、津波被害、原発事故の対応に当たった。その際に世界中から寄せられた温かい御支援は、震災から14年が過ぎた今も忘れる事はない。アメリカの「トモダチ作戦」を始め、ここにおられる全てのG20諸国の方々から頂いた物資・義援金や救助隊の派遣などの御支援は、未曾有の被害に直面した日本にとって大きな希望の光となった。南アフリカからは、アフリカ大陸で唯一となる救助隊「レスキュー・サウスアフリカ」が宮城県に派遣され、震災後も地元住民との交流が続いていると聞いている。この場を借りて、御支援を頂いた全ての方々に深く感謝を申し上げる。

近年、気候変動の影響により、災害の頻度や規模がかつてないほど拡大しており、その脅威は全世界に及んでいる。私は京都議定書が採択された京都を選挙区としており、また、COP15では日本政府代表として各国との交渉に当たった。今や人間の安全保障を脅かす危機であり、サイクロン、洪水、干ばつ、山火事な

ど複合的な災害が人々の命と生活に甚大な影響を与えていた。この現実を踏まえ、日本は経験により蓄積された防災の知見や気象観測技術をいかし、特に災害リスクが高まるアフリカ・アジア地域等における防災協力を推進してきた。具体的にはケニアにおける洪水早期警報システム、モーリシャスにおける気象予測、そして予備的警報能力の向上、インドネシアでの防災情報処理伝達システムの稼働、JICA、民間企業、国際機関と連携した取組のほか、各国の防災担当行政官を我が国に招いて、地方防災計画の策定など実践的なノウハウを学ぶ研修も実施している。

また、復興の過程においては、先ほど他の方からも述べられた仙台防災枠組にある、「より良い復興」の実現にも注力している。東日本大震災では、亡くなつた方の3分の2は60歳以上の高齢者であり、防災対策を考える上では、高齢者、子ども、障がい者、貧困層などの災害弱者の特別なニーズやジェンダーの視点から再検討を行うことが極めて重要と考える。そして、物資の備蓄、避難場所の確保等を始め、いつ来るか分からない災害への備えは正に危機管理そのものであり、危機管理はコストを許容することが肝要である。包括的で強靭な社会の構築に向け、我々議会人の使命は、防災・復興対策を優先事項に位置付け、危機管理に対するコスト、つまり財源を確保し、政府の取組を監視していくことであると考える。

御列席の皆様、復興は自然災害に限られるものではなく、戦争や紛争により社会インフラが破壊されたウクライナ及びガザの復興には大変な努力が必要となる。まずは一日も早い停戦の実現が求められるが、今後の復旧・復興に向けては、国際社会の結束が不可欠であることを強調するとともに、日本はその知見をいかし、最大限の力を尽くすことを約束する。ここに集うG20議会指導者の皆様と問題意識を共有し、共に行動することを約束し、私の発言としたい。

以上の福山副議長の発言後、セッションの休憩中にモーリシャス国民議会の代表から、同国における気象観測・予警報能力向上に向けた日本の防災協力について謝意が示された。また、福山副議長は、ディディイザ南アフリカ国民議会議長及びムツウェニ=ツィパネ全国州評議会議長を始め各国議長等と会場内で短時間懇談したほか、8月に参議院を訪問したリチア・ロンズッリ・イタリア上院副議長と再会し、友好を深めた。

3. 会議以外の活動

（1）二国間会談等

福山副議長は、会議の合間を縫って、レイモンド・ガニエ・カナダ上院議長、シア・キアン・ペン・シンガポール国會議長、クリスティル・シャルデモーゼ欧州議会副議長と二国間会談を行った。

ガニエ・カナダ上院議長との会談では、福山副議長から、2010年にG20上院議長会議を創設したカナダのイニシアティブや本年のG7主催に敬意を示した後、

両国は自由、人権、法の支配といった普遍的な価値を共有する重要なパートナーであり、ウクライナ侵攻や中東情勢など世界の安全保障環境が複雑化する中、カナダを始め同志国との連携がこれまで以上に重要になっており、両国議会間の交流を更に発展させていきたい旨述べた。貿易、投資、イノベーション、エネルギー分野のほか、JETプログラムやワーキングホリデーを通じた若者世代の交流、大阪・関西万博やケベック州と京都府の友好提携協定等を通じた人的・文化交流など、幅広い分野で意見交換が行われ、双方は2028年の日カナダ外交関係樹立100周年に向け、あらゆるレベルで関係を深化させていくことを確認した。

シア・シンガポール国會議長との会談では、福山副議長から、同議長の招待による2023年9月の尾辻秀久参議院議長一行のシンガポール公式訪問、翌10月にインドで開催されたG20国會議長会議における長浜博行参議院副議長との交流、さらにその翌月（11月）、参議院の招待によるシア議長の訪日に言及し、同議長が参議院とのきずなを大切にしていることを大変心強く感じている旨述べた。加えて、本年のリー・シェンロン上級大臣（前首相）の旭日大綬章受章に対する祝意を伝えた。意見交換の中で双方は、2026年の日シンガポール外交関係樹立60周年に向け、政府、議会、民間の各レベルで交流を更に発展させるとともに、世界が多くの困難に直面する中、両国の強力で健全な関係及びASEANとの関係を一層強化していくことで一致した。

日本・EU議員会議の主要メンバーであるシャルデモーゼ欧州議会副議長との会談では、本年5月の同副議長の参議院訪問及び本年9月の福山副議長の欧州議会訪問の話題を皮切りに、ロシア・ウクライナ情勢、EU及びNATOとの連携強化、トランプ関税の影響、経済安全保障等について意見交換を行い、理念を共有する欧州議会との協力の必要性を確認したほか、シャルデモーゼ副議長から、G20国會議長会議の共同声明の交渉における日本の貢献について謝意が示された。

以上のほか、先方からの要請を受けつつも二国間会談の調整がつかなかつたノウリップル・ドイツ連邦議会副議長とは公式夕食会の場において席を隣とし、ウクライナ情勢を始め様々な話題について2時間以上にわたり意見交換を行い、法の支配、同志国との連携強化等に関する認識を共有した。

（2）共同声明の採択に向けた事務方協議

今次会議の開催に先立ち、議長国の南アフリカ議会は、共同声明の原案を作成し、各国に同案に対する意見及び修正案の提出を求め、これらを協議するため、各議会事務局職員によるオンライン事前協議を行った後、現地においても対面形式で事務方打合せ会を開催することとなった。南アフリカ議会作成の原案には、安全保障分野に関する記述が含まれておらず、日本代表団からは、現在進行中の戦争・紛争に関し、法の支配の重要性のほか、国連安保理決議や国際人道法上の義務の遵守、深刻な人道状況にあるガザ地区における一般市民の保護の強

化、長期化するウクライナ戦争による人的被害やエネルギー安全保障等への負の影響に関連する修正案を提出した。

事前のオンライン協議において、本代表団は、ウクライナ情勢等に関する文言を共同声明に盛り込むことを主張したが、昨年（2024年）のブラジルでのG20国際会議長会議の共同声明の事務方協議では深夜2時過ぎまで議論が行われたものの、ロシア等の反対により何一つまとまらなかったことや、ウクライナやガザ情勢に言及するのであればスーダンの壊滅的な人道状況等についても盛り込まなければならないが全ての紛争等に言及することはできないとの反対意見があり、10月1日の南アフリカでの対面協議に委ねられることとなった。

10月1日夕刻に開催された現地での事務方打合せ会においても、ウクライナ情勢等に関する個別の項目については意見の一致に至らなかったが、本代表団から、現在進行中の戦争・紛争に鑑み、福山副議長を始め参加国議長及び副議長等がセッションで発言した法の支配の重要性に加え、国連安保理決議や国際人道法上の義務の遵守は共同声明に盛り込まれるべきであると主張し、これに欧州議会代表団やIPU事務次長が賛同し、共同声明の中に、民主主義と法の支配が平和と安定の礎であり、持続可能な開発のために不可欠であることを再認識しつつ、全ての当事者が国連憲章の原則に整合的な形で行動し、国際法の下の義務を遵守しなければならないことを強調する日本の提案が盛り込まれた。右共同声明は10月2日の閉会式において全会一致で採択された。

（3）観察

10月2日、福山副議長は南アフリカを出発前に、同国初の黒人大統領となったネルソン・マンデラ氏が政治犯として18年間にわたり収監されていたロベン島（ケープタウンの沖合約12キロメートルに位置するかつての「監獄島」）を観察予定であったが、波の影響によりフェリーが欠航となり、南アフリカ議会等を観察した。

4. 終わりに

今次会議は、長期化するロシアによるウクライナ侵略、イスラエル・ハマス間の衝突の激化など混沌とした国際情勢の中で、ロシア、アラブ諸国などの当事国・関係国を含む議会から、議長及び副議長等ハイレベルの代表が参加して開催された。日本国内での公務等の都合により、南アフリカ滞在は短期間となったものの、我が国から福山副議長が出席し、セッションでの発言に加え、各国議長等との積極的な交流を通じて日本のプレゼンスを示したことは、今回の派遣の大きな成果の一つであると考える。

とりわけ、アフリカ大陸で初開催となった今回のG20国際会議長会議には、主催国南アフリカのゲスト国としてアンゴラ、ボツワナ、コモロ、コンゴ（民主共和国）、エスワティニ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザン

ビーグ、ナミビア、セーシェル、タンザニア、ザンビア、ジンバブエなど、災害が頻発するアフリカ大陸の国々が招待された中で、内閣官房副長官として東日本大震災の対応に当たった福山副議長が、防災分野における国際協力の必要性等を強く訴えたことにより、我が国の取組を明確に示す機会となった。

さらに、福山副議長が二国間会談を行った議長・副議長のうち、シア・シンガポール国議長は2023年11月に参議院の招待により、シャルデモーゼ欧州議会副議長は本年5月に衆参両院の招待により訪日され、また、ロンズッリ・イタリア上院副議長は本年8月に参議院を訪問し、福山副議長と懇談された方であり、今回のG20国議長会議は、参議院と諸外国議会とのハイレベルの交流を継続的につなげていく上でも極めて重要な機会となった。

厳しさと複雑さを増す今日の国際情勢を背景に、政府のみならず議会レベルにおいても国際協調に資する施策を模索することが必要であり、今次会議の全体テーマとして掲げられたように、議会外交が世界の連帯、平等及び持続可能性の実現のために果たす役割の重要性は一層高まっている。G20国議長会議設立当初から参加し、会議に積極的に関与してきた参議院は、G7及びG20メンバー国議会として、今後ともこの会議への貢献を続けていくべきものと考える。

最後に、今回の派遣に際し、志水史雄南アフリカ共和国駐箚特命全権大使を始め、在外公館員等多くの方々から頂いた御支援と御協力に改めて御礼を申し上げ、本報告を終える。

別添

第11回 G20国會議長会議 (P20)

南アフリカ・ケープタウン、2025年10月1日～3日

共同声明

世界の連帯、平等及び持続可能性の実現のための議会外交の活用

1. 世界が緊急の行動を必要とする重大な地政学的・地経学的・開発的・環境的課題に直面する中、我々は、G20各議会を通じて国民及び社会のあらゆる利害関係を代表する者として、包摂的かつ持続可能な解決策の形成における我々の中心的役割を改めて確認する。我々の立法機関は、グローバルガバナンス政策に国民の声が反映され、誰も取り残されることのないように、透明性、説明責任、公平性の主柱として行動しなければならない。
2. 我々は、国際経済協力の促進など、重要な地球規模の経済課題に取り組むための主要なフォーラムとしてのG20の役割を認識する。我々は、P20プラットフォームを通じて議会の視点がG20プロセスにますます統合されていることを歓迎する。
3. 我々は、多国間主義を堅持し、保護主義に抵抗し、民主主義を推進し、人権及び基本的自由を保護するとともに、我々の社会が直面する多面的な危機への対処における国際協力を促進する重要性を認識する。
4. 我々は、飢餓の撲滅、貧困の根絶、社会的不平等の是正、ディーセント・ワークの促進、社会的保護の強化、水と衛生へのアクセスの拡大、ジェンダー平等の推進、国際人道法の堅持、そして国際法に基づき、より公平で代表性のある国際秩序、より安定し均衡のとれた強靭な国際金融アーキテクチャー、永続的に開放的で公正かつ予測可能な多国間貿易システムの構築に向けた決意を改めて確認する。
5. 我々は、主に信頼構築、協力促進、ベストプラクティスの共有を通じて、議会、議会外交、そして世界の議会コミュニティがこれらの取組に果たした貢献を認識する。
6. 我々は、列国議会同盟 (IPU) が議会外交のプラットフォームであり、世界各国の議会を招請し、国際連合の戦略的パートナーとして果たす独自の役割を認識する。我々は、議会外交を支持するIPUの取組の強化に一層貢献することを誓う。

気候変動対策及び災害対策

7. 気候変動との闘いの緊急性を確信し、2025年11月にブラジル・ベレンで開催されるCOP30を見据え、我々は全ての議会に対し以下による取組の強化を呼び掛ける：

- ・ 可能な場合は、グローバルな協力及び立法行動への参画
- ・ 気候関連の取組への積極的な参加
- ・ 改訂された国が決定する貢献（NDC）の提出・実施の促進

8. 我々は、世界の気温上昇を産業革命前比で2°C未満に抑え、可能な限り1.5°Cに抑えるという目標を達成するために、温室効果ガスの排出削減、管理、制御を加速することが不可欠であることを強調する。これらの取組は、衡平並びに各国の事情に照らした共通だが差異ある責任及び各国の能力に関する原則を反映しつつ、利用可能な最善の科学に合致したものであり続けなければならない。

9. 我々は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定が、気候変動に対する集団的、多角的対応の基本的な枠組みであることを確認する。

10. 我々は、各国の異なる事情に照らし、特に衡平及び共通だが差異ある責任の目標と原則に沿った、UNFCCC及びパリ協定の誠実かつ公平で包括的な実施を求める。

11. 我々は、南アフリカのG20議長国の優先課題に賛同するとともに、開発途上国や脆弱な状況にある人々の緊急のニーズに対応するため、以下を含めた迅速な行動を要請する：災害強靭性及び対応力の強化、低所得国の債務持続可能性の確保、エネルギー移行を含む公正な移行のための資金動員、包摶的成長及び持続可能な開発のための重要鉱物の活用。この目的のため、我々はこれらの課題に対処する戦略として、持続可能な開発のための2030アジェンダの効果的な実施の重要性を改めて確認する。

12. 気候変動によって悪化する深刻な災害の現実と頻発化を認識し、我々は、世界中で生活、インフラ、人間の安全保障に対する脅威が増大していることに留意する。G20諸国は災害関連の大きな人的・経済的損失に直面しており、限られた財政能力や適応能力のため開発途上国は過度に深刻な影響を受けている。

13. 我々は、気候変動の加速と、それにより脆弱なコミュニティにもたらされる

壊滅的影響を認識する。気候レジリエンスの構築が持続可能な開発の達成に不可欠である。我々は、気候変動に関連するものを含む災害への対処並びに災害リスク削減、災害対策及び災害対応力を、包括的かつターゲットを絞った効果的かつ効率的な方法で推進することの重要性を強調する。

14. 我々は、温室効果ガス排出削減のためのクリーンエネルギー投資の促進、気候変動に対して強靭なインフラ整備、必要に応じて公平なエネルギーアクセスを含む、災害対策、持続可能な気候緩和・適応の強化に努める。
15. 我々は、UNFCCC及びパリ協定の規定と原則に沿った、公平かつ透明性のある気候資金の配分の重要性を認識する。
16. 我々は、全ての国家及び非国家アクターに対し、開発途上国の気候行動のための公的及び民間資源からの資金調達規模を拡大することに協力するよう求め。我々は、COP29の決定を認識し、先進国の率先した気候資金コミットメント履行とともに、ロス&ダメージに対応するための基金の完全運用を求める。
17. 我々は、公平性と持続可能性を確保しつつ民間資本を活用する革新的な資金調達モデルと金融メカニズムを提唱し、各国を持続不可能な債務負担から保護するとともに、公平なリスク分担とリスク軽減手段を促進する。
18. 我々は、気候変動対策として講じられる措置は、一方的なものも含め、世界貿易機関の規則に従い、恣意的又は不当な差別的手段、若しくは国際貿易に対する隠れた制限となつてはならないことを認識する。
19. 気候変動及び自然災害が、女性、子ども、高齢者、難民、移民、障害を有する人々、伝統的な地域社会、先住民及び低所得地域に住む人々といった脆弱な集団に過度に影響を及ぼすことを認識する。
20. 我々は、気候適応の計画及び実施に女性及び若者の有意義な参画を奨励する、ジェンダーに配慮した災害リスク削減戦略を確保する立法の重要性を強調する。

食料安全保障及び持続可能な農業

21. 我々は、食料安全保障と持続可能な農業慣行が、全ての人に対する気候レジリエンス、社会的公平性及び健康のために重要であることを認識する。2023年にインド・ハイデラバード、2024年にブラジル・シャパダ・ドス・ギマランイスで開催されたものを含む過去のG20農業大臣会合の成果を認識し、我々はG

20に対し以下の分野での実施を加速するよう強く求める：

- ・ 社会的包摂性があり小規模農家や家族経営農家に適合した、干ばつに強い作物、再生農業、森林農業及び精密灌漑を含む気候変動に対して強靭な農業慣行の推進
- ・ 農家の権利及び文化遺産を保護した上での栄養価向上及び気候適応強化を目的とした伝統作物、土着作物及びバイオ強化作物の研究開発の支援
- ・ 農村や脆弱な状況にある人々に対する気候変動に対して強靭な作物及び技術の公平な配分及びアクセスの確保
- ・ 公的研究機関、民間セクターと、先住民や女性農家を含む地域コミュニティをつなぐ包摂的なイノベーションネットワークの模索
- ・ 全ての農家、特に小規模農家及び家族経営農家に対する技術支援並びに農村普及サービス、融資、技術イノベーション、世界の食料・クリーンな再生可能エネルギー市場及び農村保険を含むリスク管理ツールへのアクセス向上、それによる天然資源の効率的利用及び持続可能な生産システムの適応に向けた有利な投資環境の推進

22. 食料不安と栄養不良が広がっている現状を踏まえ、該当する場合は以下の多面的な課題に対応しなければならないことを強調する：健康的で多様かつバランスの取れた食生活の推進、持続可能な生産及び消費の推進、貧困の根絶、フードロス及び廃棄の削減、人道的な食料支援の提供、統合的な方法による水資源の管理、衛生設備への普遍的アクセスの実現、気候変動の緩和と適応の推進、強靭かつ持続可能な農業生産性の向上の達成、国際・域内貿易の役割の推進

23. 我々は、議会の専任委員会を通じて、農業研究開発、気候適応、栄養プログラム、農村インフラへの予算条項を見直し、公平かつジェンダーに配慮した資源配分を確保することに努める。

債務の持続可能性及び財政改革

24. 我々は、持続不可能な債務が、いまだにあらゆる地域の経済が直面する最も差し迫った構造的課題の一つであることを認識する。多くの開発途上国が債務返済コストの増加に直面しており、それにより公共資源が必要不可欠な開発優先事項から転用され、持続可能な開発のための2030アジェンダの進展が損なわれている。

25. 我々は、G20に対し、低所得国及び中所得国の債務脆弱性に効果的、包括的、

制度的に対処することを求める。

26. 我々はまた、2023年と2024年にそれぞれインドとブラジルがG20議長国を務めた際に推進された改革に沿った、譲許的融資、混合資本、革新的な金融手段を強化する多国間開発金融機関（MDB）改革の差し迫った必要性を強調する。この目的のため、これらの改革の迅速な実施を求める。これにより、影響を受ける国々は社会プログラム、持続可能な開発目標（SDGs）、特に母子保健などの健康関連の重要分野に向けた取組を進めることが可能となる。
27. 我々は、各国の状況に応じて適切に、透明性及び説明責任メカニズムの強化と定期的な債務持続可能性評価を通じて、公的債務及び財政政策に対する議会の監視を強化することに努める。
28. 我々は、公平なグローバル金融改革を推進する上で、IPUと協力しつつ議会が果たす役割を改めて確認する。我々はさらに、議会は、正義、持続可能性、そして最も影響を受ける人々、特に最も脆弱な状況にある人々のニーズを反映した包摂的開発の原則を堅持した債務措置メカニズムを支持しなければならないことを認識する。
29. 我々は、IPUに対し、債務監視、透明性、説明責任に関する議会のベストプラクティスの共有の促進、並びに財政責任を維持しつつ開発志向の目標及びSDGsを優先する、公正かつ持続可能なグローバル債務体制の積極的な支持を強く求める。
30. 我々は、開発途上国の代表性及び発言権並びにMDB及びその他の国際経済・金融機関における意思決定プロセスの強化の必要性を強調する。

公正なエネルギー移行

31. 我々は、エネルギーへのアクセスは人権の実現に不可欠であり、SDGsの達成の前提であると認識する。開発途上国はクリーンで安価で信頼できる持続可能な現代のエネルギーへのアクセスにおいて深刻な課題に直面しており、特にアフリカが世界的なエネルギー移行課題の中心に立っている。膨大な再生可能エネルギーの潜在力を有しているにもかかわらず、アフリカ諸国におけるエネルギー投資の割合は不均衡に低い。これは、開発の必要性と、気候目標を達成するための持続可能な優先事項の両方を反映した公平な投資フローの緊急の必要性を示している。

32. 我々は、衡平、持続可能性及び気候正義の原則に沿ったエネルギー安全保障、気候行動及び経済成長をバランスよく考慮した公正なエネルギー移行の必要性に対するG20の認識の高まりを歓迎する。我々は、開発途上国におけるクリーンエネルギーへの更なる投資を奨励する。
33. 我々は、G20加盟国に対し、特に農村及び周縁化された共同体に留意しつつ、アフリカにおける公平なエネルギーアクセスの緊急の必要性に対処する上で、アフリカの膨大な再生可能エネルギー潜在力の動員に向けてアフリカと連携して取り組むよう求める。
34. 我々は、地域電力プール、地域サプライチェーンの強化、地域インフラの開発、地域のクリーン製造業支援、民間資本を引き出す視点を持った適切な資金調達メカニズムの活用に対する投資を奨励する。
35. 我々は、再生可能エネルギー及びクリーン技術の導入、地域エネルギー統合、技術移転を加速させるため、グローバルなイニシアティブの活用を奨励する。
36. 我々はさらに、国際的なコミットメントに沿って、エネルギー安全保障を確保しつつトランジション燃料に投資することでエネルギー移行を促進できる可能性があることを確認する。これらの取組は、アフリカ並びにその他の開発途上の地域及び国々におけるクリーンで公正で安価で包摂的かつ持続可能なエネルギー移行に資するために不可欠である。
37. 我々は、女性や若者、脆弱な状況にある人々はエネルギー貧困の影響を過度に受けやすく、したがってエネルギー移行の解決策における主要な留意事項としなければならないことを認識する。我々は、クリーンで信頼できる、持続可能で安価なエネルギーイニシアティブを確保する立法を推進することを目指し、持続可能なエネルギー部門における女性の経済的エンパワーメント及び若者の参画を優先する。我々は、エネルギー政策における女性及び若者の包摂を監視し、政府がこれらのコミットメントを履行する責任を果たすよう、議会の監督委員会の能力を強化する必要性を強調する。
38. 我々は、公正な移行を達成するためには、エネルギー資源、社会ニーズ、発展段階、技術や資金の調達能力の違いを含む開発途上国の多様な状況に対応する必要があることを強調する。これには、開発途上国がNDCコミットメント及び共通だが差異ある責任に沿って、持続可能なエネルギー移行を加速しつつ利用可能なエネルギー資源を活用できる多様な道筋の承認及び支援が含まれる。

重要鉱物及び持続可能な産業化

39. 我々は、リチウム、コバルト、グラファイト、ニッケル、レアアース及び白金族金属を含む、エネルギー移行に不可欠な鉱物の世界の埋蔵量の大部分を開発途上国及び後発開発途上国が保有していることを認識する。
40. 我々は、開発途上国が地元での加工、雇用創出、産業発展の拡大を通じてそれらの資源から社会的経済的恩恵を受けられるよう支援する、国際協力の重要性を認識する。我々は、持続可能で責任があり信頼できる重要鉱物のグローバルバリューチェーンの構築の重要性を強調する。
41. 我々は、グローバルなサプライチェーンの不平等に対処しつつ、重要鉱物に関する包摂的かつ持続可能で責任ある、信頼できるバリューチェーンを促進することを目的とするG20重要鉱物フレームワークの策定を認識し支援する。
42. さらに、我々は、アフリカ・グリーン産業化イニシアティブやアフリカのグリーン鉱物戦略といった進行中の国際的・地域的イニシアティブを認識し支援することを含め、グリーン産業の発展を支援及び促進し、持続可能な開発に貢献する貿易・投資政策の重要性を認識する。
43. 我々は、人権、環境権及びコミュニティの権利を保護し、公正なエネルギー移行のための持続可能な産業化、開発、資金調達を支援する立法を支持するよう努める。また、我々は、特に開発途上国において、G20全体で強靭かつオープンで包摂的な鉱物エコシステムを構築する、国及び地域の優先事項を支える官民パートナーシップを支持する。

持続可能な開発、人権及びガバナンス

44. 我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダの完全かつ効果的な実施に対する支援を改めて確認し、その目標達成における説明責任、透明性、国民参加を確保する上での議会の役割を認識する。
45. 我々は、持続可能な開発を加速し資金調達するとともに技術が確実に人々と地球の利益となるようにする視点を持って「未来のための協定」を承認する。我々は、説明責任を確保し、脆弱な状況にある人々のニーズに制度的に対処しつつ、立法とSDGsの相乗効果を引き続き支援することを目指す。
46. 我々は、多国間主義の強化並びに国際機関の包摂性及び実効性の確保に対する

る支援を改めて確認する。我々は、全ての当事者は国連憲章の原則に沿って行動し、国際法上の義務を遵守しなければならないことを強調する。

47. 我々は、民主主義、法の支配が世界の平和と安定にとって不可欠であり、あらゆるレベルでのグッド・ガバナンスが持続可能な開発に不可欠であることを改めて確認する。我々は、世界的連帯、平等、持続可能性を促進するために、議会外交及び議会間協力の強化を求める。
48. 我々は、国民の声がグローバルな意思決定プロセスに取り入れられ、反映されるよう、引き続き協力して取り組むことを誓う。我々は、市民社会組織の重要な役割並びに市民社会スペースの保護及び拡大の必要性を強調する。
49. 我々は、特に女性、少女、若者、障害のある人々に対するあらゆる形態の差別、暴力、嫌がらせを排除し、誰一人取り残さない包摂的な開発を促進することの重要性を認識する。
50. 我々は、世界人権宣言、児童の権利に関する条約、女子差別撤廃条約などに含まれる国際的な人権コミットメントと立法の整合性を支持し、ジェンダーに配慮した予算編成、全ての意思決定プロセスにおける女性、若者、脆弱な状況にある人々の公平な代表を奨励する。
51. 我々は、2023年にインド・ニューデリーで、2024年にブラジル・ブラジリアで連続して開催された第9回及び第10回G20国際会議長会議（P20）において表明された、公益及び全ての人のために人工知能を責任ある形で推進し活用するとともに、デジタル格差を縮小し、その恩恵が全てのG20加盟国及びコミュニティに行き渡るようにするというコミットメントを改めて確認する。

実施及び伝達

52. P20フレームワークの基盤及び第11回G20国際会議長会議（P20）での実りある議論を踏まえ、我々は持続的な協力へのコミットメントを改めて表明する。我々の目標は、G20プロセスに議会の視点を提供するとともに、各国政府と協力して共通のコミットメントを履行することであり続ける。
53. 主に代表、立法、予算編成及び監視という観点における我々の核心的責務を通じ、我々が代表する市民との直接的なつながりと合わせて考えると、議会人として、我々は本共同声明で示された共通の目標と改革を推進する立場にある。

54. 我々は P 20女性議員会議及び P 20若手議員会議の成果を認識し、政治過程及び経済生活におけるジェンダー平等及び若者の参画を推進するための取組を継続することを誓う。
55. 本共同声明は、各国の元首及び政府首脳に伝達される。P 20議長は、本共同声明を G 20議長に提出するとともに、G 20コミュニティ及びそれを超えた範囲での配布を確保する。
56. 我々は、南アフリカ共和国議会の2025年 P 20議長職への継続的な支援を表明する。我々はまた、第11回 G 20国會議長会議に提供された支援及び援助について I P U に対し謝意を表明する。
57. 我々は、G 20国會議長会議（P 20）の成功について南アフリカ共和国議会を称え、南アフリカの議会及び人々の歓待に感謝の意を表する。
58. 我々は、2026年の P 20議長となるアメリカ合衆国議会を支援する。

注記：一部の議長は、憲法上又は制度上の制約により、政治的内容に賛同又は支持できない場合がある。しかし、彼らは提起された問題の重要性を認識し、各自の議会を代表して提案の趣旨を支持する。